

農業保険法に基づく

農作物共済の概要

令和 3 年 4 月

経営局保険課・保険監理官

農林水産省

【略語とその定義一覧】

略語	定義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
事業規程等	事業規程及び共済事業の実施に関する条例
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
特定組合	一又は二以上の都道府県の区域をその区域とする農業共済組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
組合員等	農業共済組合又は全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済掛金区分	類区分、引受方式の別、補償割合の別及び一筆半損特約の有無の別
農作物連合会保険区分	特定組合等以外の組合等と都道府県連合会との保険関係の区分であって、共済目的の種類別の別、引受方式の別及び補償割合の別の区分から成るもの
農作物政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
農作物再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、水稻の品質方式、麦の災害収入共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
連合会認定区分	農作物連合会保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等以外の組合等が定める区分
政府保険認定区分	農作物政府保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として特定組合等が定める区分
政府再保険認定区分	農作物再保険区分を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分

目 次

農作物共済制度の仕組み

1. 機構	1
2. 共済目的の種類	2
3. 加入資格者	2
4. 共済関係の成立	2
5. 類区分及び引受方式等	3
6. 共済責任期間	6
7. 共済事故	6
8. 補償の対象とする損害	6
9. 基準収穫量	7
10. 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額	9
11. 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量	10
12. 共済金額	10
13. 共済掛金	11
（参考）共済掛金標準率の全国平均	12
14. 共済掛金の国庫負担	14
15. 共済金の支払	14
16. 損害評価	17
17. 共済責任の分担	25
18. 共済掛金国庫負担金の処理	30
19. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除	31
20. 無事戻し	31
（参考）危険段階別共済掛金率の設定・適用について	32

農作物共済制度の仕組み

1. 機 構

農業共済制度は、同様の危険にさらされている多数の農業者が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときに、その共同準備財産をもって被災農業者に共済金の支払いをするという農業者の相互扶助を基本とした制度である。

我が国は地理的、気象的条件から災害が多く、また、その範囲も広くかつ激甚である。このため、農業共済事業は、地域的な危険分散を図るとともに、広範囲に激甚な災害が発生しても共済金の支払に支障を来さぬよう政府の再保険が措置されている。

(1) 3段階制

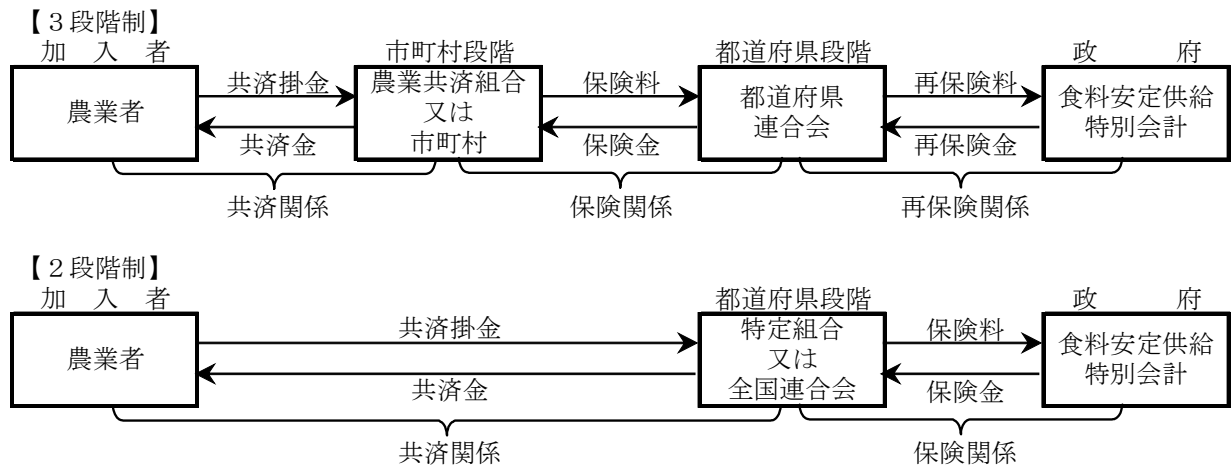
一又は二以上の市町村の区域をその区域とする農業共済組合又は共済事業を行う市町村が組合員等から共済責任を負うとともに、その共済責任の大部分を都道府県連合会の保険に付し、更に、都道府県連合会の負う保険責任の一部を政府の再保険に付している。

(2) 2段階制

特定組合が組合員から共済責任を負うとともに、その共済責任の一部を政府の保険に付している。

なお、農業経営収入保険の実施主体として設立した全国連合会は、次のような場合に農業共済事業の実施が可能であり、この場合、特定組合と同様に組合員から共済責任を負うとともに、その責任の一部を政府に保険することとなる。

- ① 特定組合又は都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合と合併したとき。
- ② 農業共済組合から農業共済事業を譲渡されたとき。
- ③ 農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、その区域内において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。
- ④ 特定組合又は都道府県連合会が、農業共済組合又は共済事業を行う市町村が存しない地域において農業共済事業の実施を全国連合会に申出したとき。



(3) 事業の実施（法99、施行令10）

農作物共済事業は、必須共済事業であり、原則として組合等は農作物共済事業を行わなければならない。

ただし、一の共済目的の種類について、管内の作付面積が農林水産大臣の定める基準（管内の作付人数×20アール（陸稲及び麦にあっては10アール））を下回るときは、当該種類を共済目的の種類としないことができる。

2. 共済目的の種類（法98①、施行令7）

水稻、陸稲及び麦

3. 加入資格者（法20①②④⑤、104①②、法附則2、規則8①、9、10、61、62）

農作物共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、農作物共済の共済目的の種類とされている農作物の耕作の業務を営む者であって、水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10アール～40アール（北海道は30アール～1ヘクタール）の範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積以上の農業者である。

※次の要件を満たす農業生産組織（農業共済資格団体）は、当該組織単位で組合等に参加することができる。

- ① 構成員の全てが組合等の区域内に住所を有すること
- ② 農作物共済の対象品目の耕作の業務を行う農業者のみが構成員となっていること
- ③ 目的、共済掛金の分担、共済金の配分の方法、代表者等について、規約を定めていること

4. 共済関係の成立（法135、法附則2、規則86、規則附則2、3）

農作物共済の共済関係は、組合員等が、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、当該組合員等が耕作を行う農作物共済の共済目的たる農作物（次の(1)及び(2)に掲げる農作物を除く。）の全てを農作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。

(1) 共済関係を成立させないことを相当とする次の事由に該当する農作物

- ア 共済事故の発生が相当の确实さをもって見通される場合
- イ 当該農作物に係る基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難である場合
- ウ 当該農作物に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難である場合
- エ 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としない場合
- オ 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがある場合

(2) 新規開田地等（*）で耕作する水稻

*昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地、昭和47年4月1日に現に耕地である土地であって、同日前3年間において水稻の耕作が行われたことがないもの（ただし、行政庁が指定したものは除く。）

（参考）自動継続特約

農作物共済の申込みの承諾の際、組合員等からの申出により翌年以降の年産の農作物に

ついて申込期間が終了するまでに当該組合員等から農作物共済の申込みをしない旨の意思表示がないときは、当該農作物共済の申込みがあったものとする旨の特約を付することができる。

5. 類区分及び引受方式等（法136①、規則87、規則附則8）

(1) 類区分並びに引受方式

ア 類区分

共済目的の種類とされている対象農作物には、同一種類に属するものであっても、その品種、栽培方法等によって、収穫時期、単位当たり価格、被害発生態様等に差異があることから、これらの差異の大きいものについては、品種、栽培方法等に応じて、共済目的の種類に区分（類区分）を定めている。

水稻及び麦については別表のとおり類区分が設定されている。

イ 引受方式

(ア) 引受方式の種類

農作物共済における損害の補填方法（引受方式）には、以下のものがあり、どの方式に加入するかで、共済金額、共済掛金及び支払共済金が異なる。

引受方式	内 容
全相殺方式	組合員等ごとに、基準収穫量（*1）から実収穫量を差し引いて得た数量（減収量）が、基準収穫量の1割（又は2割、3割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
半相殺方式	組合員等ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（耕地ごとの基準収穫量の合計）の2割（又は3割、4割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
地域インデックス方式	組合員等ごと及び統計単位地域（*2）ごとに、共済事故による損害が発生し、かつ、その年産の統計単収（*3）が基準統計単収（*4）を下回る場合におけるその差に相当する単位面積当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の引受面積を乗じて得た数量が、基準統計単収に当該引受面積を乗じて得た数量の1割（又は2割、3割）を超えることとなったときに共済金を支払う方式
品質方式又は災害収入共済方式	組合員等ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が基準生産金額（*5）の9割（又は8割、7割）に達しないときに共済金を支払う方式
一筆方式	一筆（*6）ごとに、基準収穫量の3割（又は4割、5割）を超える減収があったときに共済金を支払う方式 ※令和3年（2021年）産までで廃止（大災害その他の事情により農林水産大臣が必要と認めるときにおいて農林水産大臣が指定する組合等の区域にあっては、令和5年（2023年）産まで。）

- * 1 基準収穫量：平年収穫量のこと、組合等が組合員等又は耕地ごとに設定。
- * 2 統計単位地域：統計単収が、市町村別に公表される農作物（水稻及び麦）にあつては市町村の区域、都道府県別に公表される農作物（陸稲）にあつては都道府県の区域
- * 3 統計単収：作物統計調査規則第4条第3項の収穫量調査に基づく単位面積当たりの作物の種類別収穫量
- * 4 基準統計単収：統計単位地域の過去一定年間における統計単収の平均値（5か年中中庸3か年平均）
- * 5 基準生産金額：平年的な生産金額のこと、組合等が組合員等ごとに設定。
- * 6 一 筆：農道、畦畔、水路等をもって判然と区画された耕地。

(イ) 引受方式の選択方法

水稻及び麦の引受方式は、別表の加入区分ごと及び類区分ごとに、選択できる引受方式の中から組合員等が選択する。

陸稲については、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式の中から組合員等が選択する。

ただし、全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者（※1）、品質方式及び災害収入共済方式を選択することができるのは品質・災害収入共済方式資格者（※2）に限る。

※1 全相殺方式資格者

類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物が、乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）又は青色申告書及びその関係書類により適正に確認（原則過去5年間）できる者をいう。

※2 品質・災害収入共済方式資格者

類区分ごとに、その者が耕作する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間において加工若しくは販売の委託又は売渡しに係る農産物の数量又は品質に関する資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量及び品質が青色申告書及びその関係書類若しくは実測により適正に確認（原則過去5年間）できる者をいう。

別表

共済目的の種類		加入区分	類区分		選択できる引受方式		
水稻	第1区分	1類	1回作の主食用米		全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び一筆方式		
		2類	1回作の飼料用米及びバイオ燃料用米				
		3類	1回作の米粉用米				
		4類	2回作の主食用米				
		5類	2回作の飼料用米及びバイオ燃料用米				
		6類	2回作の米粉用米				
	第2区分	2類	1回作の飼料用米及びバイオ燃料用米		全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び一筆方式		
		5類	2回作の飼料用米及びバイオ燃料用米				
		7類	主食用米及び米粉用米		地域インデックス方式		
麦	小麦	第1区分	1類	秋期に播種する小麦		全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
			2類	春期に播種する小麦			
		第2区分	3類	田で耕作する小麦			地域インデックス方式
			4類	畑で耕作する小麦			
	二条大麦	第1区分	5類	秋期に播種する二条大麦		全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
			6類	春期に播種する二条大麦			
		第2区分	7類	田で耕作する二条大麦			地域インデックス方式
			8類	畑で耕作する二条大麦			
	六条大麦	第1区分	9類	秋期に播種する六条大麦		全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
			第2区分	10類	田で耕作する六条大麦		
		11類		畑で耕作する六条大麦			
	裸麦	第1区分	12類	秋期に播種する裸麦		全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式	
			第2区分	13類	田で耕作する裸麦		
		14類		畑で耕作する裸麦			
その他の麦	第1区分	15類	秋期に播種するその他の麦		全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式		
	第2区分	16類	春期に播種するその他の麦				

※第1区分：地域インデックス方式を選択しない場合の加入区分

第2区分：地域インデックス方式を選択する場合の加入区分

(2) 補償割合

補償割合は、類区分ごとに、引受方式に応じて補償割合の中から組合員等が選択する。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
水稲	全相殺方式、地域インデックス方式及び品質方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%
陸稲	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%
麦	全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
	一筆方式	70%、60%、50%

(3) 一筆半損特約

類区分ごとに、組合員等からの申出により全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式、品質方式及び災害収入共済方式において、収穫量が耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量に達しないと認められる耕地につき、当該耕地別基準収穫量の2分の1に相当する数量を減収量とみなして共済金を支払う旨の特約を付することができる。

6. 共済責任期間（法139、規則100）

(1) 水稲

本田移植期（直播する場合は発芽期）から収穫をするに至るまでの期間

(2) 陸稲及び麦

発芽期（移植する場合は移植期）から収穫をするに至るまでの期間

7. 共済事故（法98①）

- (1) 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害
- (2) 火災
- (3) 病虫害
- (4) 鳥獣害

8. 補償の対象とする損害（法138）

農作物共済の補償の対象とする損害は、共済事故により生じた農作物の減収（水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては、農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）

9. 基準収穫量（法136①②、規則90、96②）

(1) 基準収穫量とは、概念的にはその年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに期待し得る収量のこと、平年の収穫量である。従って、これは、「被害がないという前提での収穫量」とは異なり、平年的な減収量が見込まれたものである。

また、基準収穫量は、共済金額や共済掛金の額、又は共済金の額の算出基礎になるものである。

(2) 基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

ア 全相殺方式

基準収穫量 = 基準単収 × 耕作面積

※(4)のアの資料が得られない場合の基準収穫量は、半相殺方式と同様に耕地別基準収穫量の合計とする。

イ 半相殺方式及び一筆方式

基準収穫量 = 耕地別基準収穫量の合計

ウ 地域インデックス方式

基準収穫量 = (基準単収 × 統計単位地域ごとの耕作面積) の合計

(3) 耕地別基準収穫量は、年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準収穫量 = 基準単収 × 耕作面積

※耕地別基準収穫量は、半相殺方式及び一筆方式においては耕地ごとの減収量の算出、全相殺方式及び地域インデックス方式においては一筆全損特例及び一筆半損特例の共済金の算定に用いる。

(4) 基準単収

ア 全相殺方式

年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、最近5年間の次に掲げる資料から算出した10アール当たり収穫量の平均値（5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均）

(ア) 乾燥調製施設の計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設の計量結果又は売渡数量）

(イ) 青色申告書及びその関係書類（以下「青色申告書等」という。）

※1 全相殺方式において、基準単収を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合は、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

この場合、当該基準単収は、当該基準単収を当該耕地の耕作面積により、組合員等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、基準収穫量の算定の基礎となった基準単収に一致するように定めなければならない。

※2 全相殺方式において、災害が近年連続して発生したこと等により、前年産の基準単収

と比較して著しく低下する等当該年産の基準単収とするには適当でない認められる場合は、組合員等からの申出の状況を踏まえ、次のいずれかの数量を基準単収とする。

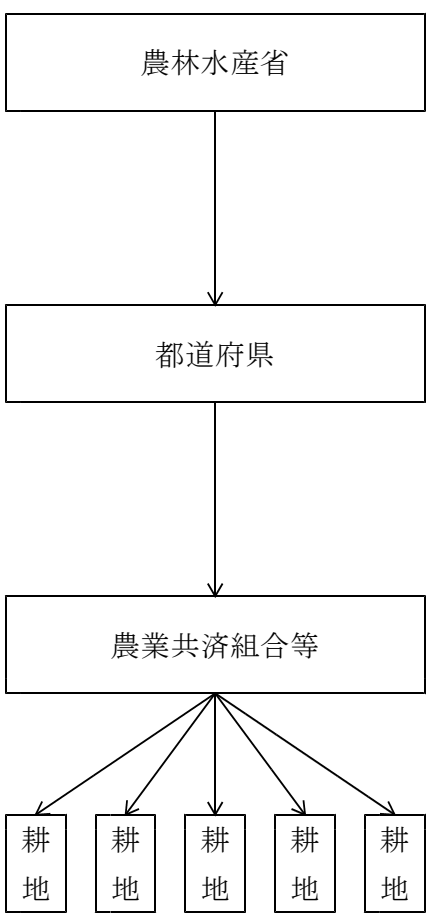
- a 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収
- b 基礎年次を増やして得られる10アール当たり基準収穫量の平均値（最近7か年中中庸5か年平均等）
- c 半相殺方式と同様の方法で定めた基準単収

イ 半相殺方式及び一筆方式

年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次に掲げる数量のいずれかを基礎とし、耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実態等を参酌して定める。

- (ア) 「水稻収量等級」又は「地力等級」による耕地ごとの10アール当たり収穫量
- (イ) 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収
- (ウ) 組合員等が組合等に申告した当該耕地の当該類区分に係る10アール当たり収穫量（陸稲及び麦）

なお、半相殺方式及び一筆方式の基準単収設定に係る具体的な事務手続きの流れは以下のとおり。

順序	方法
 <pre> graph TD A[農林水産省] --> B[都道府県] B --> C[農業共済組合等] C --> D1[耕地] C --> D2[耕地] C --> D3[耕地] C --> D4[耕地] C --> D5[耕地] </pre>	<p>農林水産省経営局長は、毎年、類区分ごとに農林水産統計の10アール当たり平均収量等に基づき、都道府県別に、基準収穫量決定の基礎となる10アール当たり収穫量を定め、通知する。</p> <hr/> <p>知事は、類区分ごとに農林水産統計の市町村別資料（農林水産統計資料が得られない場合は関係機関の資料）の最近5か年間の各年産ごとの10アール当たり収穫量の5か年中中庸3か年平均又は最近3か年平均の10アール当たり収穫量及び前年産の作付面積により、組合等別に10アール当たり収穫量を定め、通知する。</p> <p>なお、この場合、原則として、都道府県の平均は国の定めた通知10アール当たり収穫量に一致しなければならない。</p> <hr/> <p>組合等は、9の(4)のイのとおり基準単収を定める。</p> <p>なお、この場合、原則として、組合等の平均は、知事が定めた10アール当たり収穫量に100分の110を乗じて得た数量を超えない範囲内となるようにしなければならない。ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会（都道府県連合会は農林水産大臣）に、特定組合等にあつては農林水産大臣</p>

に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

また、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

ウ 地域インデックス方式

年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、最近5年間の統計単収の平均値（5か年中中庸3か年平均）とする。

※過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある場合、欠ける年産の統計単収は、次の地域のものを用いる。

a 水稻及び麦

当該耕地が属する都道府県（麦にあつては田畑計のもの）、全国（麦にあつては田畑計のもの）の順に区域を拡大して最初に統計単収が得られる地域

b 陸稲：全国

10. 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額（法136④、規則93、94、99④）

(1) 基準生産金額とは、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども普通一般並みに行われたとしたときに得られる平年的な生産金額である。

基準生産金額は、品質方式及び災害収入共済方式において、共済金額や共済掛金の額の算出基礎となり、また、共済金の額の算出基礎となるものである。

(2) 基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、出荷資料、青色申告書等又は実測資料により、次式により算定する。

基準生産金額 = (10アール当たり基準生産金額 × 品種ごとの耕作面積) の合計

ア 10アール当たり基準生産金額は、組合員等ごと及び品種ごとに、次式により算出する。

10アール当たり基準生産金額 = (基準単収 × 出荷規格別割合 × キログラム当たり生産金額) の合計

イ 基準単収 = 全相殺方式と同様の方法で算出

ウ 出荷規格別割合は、組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとに、次式により算出する。

出荷規格別割合 =
$$\frac{\text{組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとの10アール当たり収穫量の平均値（5か年中中庸3か年、最近3年又は最近5か年）}}{\text{上記の平均10アール当たり収穫量の品種ごとの合計}}$$

エ キログラム当たり生産金額は、組合員等ごと、品種ごと及び出荷規格ごとに、次の方法で算出する。

(ア) 水稻： 経営局長が定める価格

(イ) 麦： 播種前契約価格（農業協同組合等の麦を販売する者と製粉業者等の麦を購入する者の間で、播種前に入札等で決定した契約価格から販売手数料を除いた価格）
なお、組合員等が畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付農業者の場合は、数量払単価に相当する金額を加算する。

(3) 耕地別基準生産金額は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

耕地別基準生産金額 = 10アール当たり基準生産金額 × 耕作面積

※耕地別基準生産金額は、一筆全損特例及び一筆半損特例の共済金の算定に用いる。

11. 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量（法138②、規則98）

(1) 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量は、共済事故による農作物の減収又は品質の低下の判定に用いる。

(2) 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量は、年産ごと、組合員等ごと及び類区分ごとに、次式により算定する。

基準収穫量 = (品質を加味した基準単収 × 品種ごとの耕作面積) の合計

ア 品質を加味した基準単収

= (基準単収 × 出荷規格別割合 × 品種ごと及び出荷規格ごとの品質指数) の合計

イ 品質指数

(ア) 品質方式

品質指数 =
$$\frac{\text{品種ごと及び出荷規格ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額のうち第1位の金額}}$$

(イ) 災害収入共済方式

品質指数 =
$$\frac{\text{品種ごと及び出荷規格ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額のうち第1位の金額を、都道府県ごと及び類区分ごとに麦の用途別の生産数量割合で加重平均した金額}}$$

12. 共済金額（法136①、規則88、89、91）

共済金額は、全相殺方式、半相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式にあつては、組合員等ごと及び類区分ごとに、地域インデックス方式にあつては、組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとに、一筆方式にあつては、類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び一筆方式

共済金額 = 基準収穫量 × 補償割合 × キログラム当たり共済金額

※キログラム当たり共済金額は、毎年、類区分ごとに、農林水産大臣が定める2以上の金額のうちから、組合員等が申し出た金額とする。

- (2) 品質方式及び災害収入共済方式

基準生産金額の100分の40以上共済限度額以下の金額の範囲内で組合員等が申し出た金額

※共済限度額 = 基準生産金額 × 補償割合

※共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合等が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われる。また、共済掛金もこの金額を用いて算定される。

13. 共済掛金（法116、137、規則73①②、95）

- (1) 共済掛金

共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率

- (2) 共済掛金率

共済掛金率は、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率（共済掛金区分ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去20年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3年ごとに一般に改定する。

- (3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。

組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。（詳細はP32を参照）

- (4) 共済掛金の払込み

組合等との間に農作物共済の共済関係の成立した者は、農作物共済の共済責任期間の開始前で事業規程等で定める日までに共済掛金を組合等に支払わなければならない。

ただし、共済掛金について、当該支払期限までに共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、水稻及び陸稲は生産年の7月末、秋まき麦は生産年の2月末を超えない範囲内、春まき麦は生産年の引受面積の確認を行った上で当該額を確定することができる時期を考慮して組合等が定めた期日まで、当該支払期限を延長することができる。

(参考)

共済掛金標準率の全国平均

(単位:%)

共済目的	引受方式	補償割合	一筆半損特約の有無	共済掛金標準率
水稻	全相殺	90	無	1.366
		80	無	0.832
		70	無	0.538
		90	有	1.389
		80	有	0.880
		70	有	0.602
	半相殺	80	無	0.806
		70	無	0.508
		60	無	0.359
		80	有	0.863
		70	有	0.601
		60	有	0.462
	地域インデックス	90	無	0.504
		80	無	0.290
		70	無	0.180
		90	有	0.653
		80	有	0.441
		70	有	0.330
	災害収入(品質)	90	無	1.472
		80	無	0.864
		70	無	0.645
		90	有	1.495
		80	有	0.913
		70	有	0.710
一筆	70	無	0.641	
	60	無	0.469	
	50	無	0.354	
陸稲	全相殺	90	無	7.597
		80	無	7.253
		70	無	6.774
		90	有	7.625
		80	有	7.271
		70	有	6.787
	半相殺	80	無	7.312
		70	無	6.896
		60	無	6.242
		80	有	7.329
		70	有	6.917
		60	有	6.303
	地域インデックス	90	無	4.548
		80	無	2.585
		70	無	1.337
		90	有	4.751
		80	有	3.287
		70	有	2.341
	一筆	70	無	7.221
		60	無	6.370
		50	無	5.290

(単位:%)

共済目的	引受方式	補償割合	一筆半損特約の有無	共済掛金標準率
麦	全相殺	90	無	5.701
		80	無	4.379
		70	無	3.307
		90	有	5.798
		80	有	4.635
		70	有	3.745
	半相殺	80	無	4.235
		70	無	3.115
		60	無	2.315
		80	有	4.576
		70	有	3.690
		60	有	3.085
	地域インデックス	90	無	4.762
		80	無	2.598
		70	無	1.243
		90	有	5.741
		80	有	3.877
		70	有	2.725
	災害収入	90	無	6.388
		80	無	4.810
		70	無	3.669
90		有	6.484	
80		有	5.091	
70		有	4.123	

14. 共済掛金の国庫負担（法10①～③）

(1) 国庫は、類区分ごとに、組合員等が支払うべき共済掛金のうち、共済金額に基準共済掛金率及び共済掛金国庫負担割合を乗じて得た額に相当する金額を負担する。

(2) 国庫負担割合は、次のとおりである。

ア 水稻、陸稻 1 / 2

イ 麦 組合等ごとの共済掛金標準率に対応する次の超過累進制

共済掛金標準率の区分	3%以下の率	3%を超える率
国庫負担割合	50%	55%

(例) 共済掛金標準率12.345%の場合

$$\text{国庫負担率} = 3\% \times 0.5 + 9.345\% \times 0.55 = 6.63975\% \text{ (割合53.8\%)}$$

$$\text{農家負担率} = 12.345\% - 6.63975\% = 5.70525\% \text{ (割合46.2\%)}$$

15. 共済金の支払（法138、規則96、97、98、99、規則附則8、9）

組合等の支払う共済金は、次により算出する。ただし、麦について、経営所得安定対策の営農継続支払（面積払）の交付を受ける農業者にあつては、当年の収穫量に営農継続支払に相当する収穫量を加味（麦の災害収入共済方式にあつては、当年の生産金額に営農継続支払相当額（作付面積×営農継続支払交付単価）を加味）して共済金を算出する。

(1) 全相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{キログラム当たり共済金額}$$

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{(\text{基準収穫量} - \text{当年産の収穫量})}_{\text{減収量}} - \text{基準収穫量} \times \begin{matrix} 1 \text{割} \\ \text{又は} \\ 2 \text{割、} 3 \text{割} \end{matrix}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地（移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかった、又は発芽しなかった面積が当該耕地の100分の70以上であるものをいう。）は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の45（又は100分の40、100分の35）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(2) 半相殺方式

類区分ごと及び組合員等ごとに、次式により算定する。

$$\text{支払共済金} = \text{共済減収量} \times \text{キログラム当たり共済金額}$$

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left(\begin{matrix} \text{被害耕地の} \\ \text{耕地別基準} \\ \text{収穫量} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{被害耕地} \\ \text{の当年産} \\ \text{収穫量} \end{matrix} \right)}_{\text{減収量}} \text{の合計} - \text{基準収穫量} \times \begin{matrix} 2 \text{割} \\ \text{又は} \\ 3 \text{割、} 4 \text{割} \end{matrix}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の40（又は100分の35、100分の30）に相当する収穫量があったものとして算定する。

(3) 地域インデックス方式

類区分ごと、組員等ごと及び統計単位地域ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left[\text{基準単収} - \frac{\text{当年産の}}{\text{統計単収}} \right]}_{\text{減収量}} \times \text{引受面積} - \text{基準収穫量} \times \begin{matrix} 1 \text{割} \\ 2 \text{割、} \\ 3 \text{割} \end{matrix} \text{ (又は)}$$

※当該年産の統計単収が公表されない場合の取扱いは、基準収穫量の設定の方法と同じ。

(4) 品質方式及び災害収入共済方式

類区分ごと及び組員等ごとに、品質を加味した実収穫量が基準収穫量を下回るときに、次式により算定する。

支払共済金 = [共済限度額 (基準生産金額 × 9割 (又は8割、7割))
- 当年産の生産金額] × 共済金額 / 共済限度額

※当年産の生産金額 = (農業協同組合等の当該年産の農作物の出荷資料、青色申告書等又は実測資料により求める出荷規格別数量 × 基準生産金額の算定に用いたキログラム当たり生産金額) の合計

(5) 一筆方式

類区分ごと及び耕地ごとに、次式により算定する。

支払共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

$$\text{※共済減収量} = \underbrace{\left[\begin{matrix} \text{耕地別} & & \text{当年産の} \\ \text{基準収穫量} & - & \text{収穫量} \end{matrix} \right]}_{\text{減収量}} - \begin{matrix} \text{耕地別} \\ \text{基準収穫量} \end{matrix} \times \begin{matrix} 3 \text{割} \\ 4 \text{割、} \\ 5 \text{割} \end{matrix} \text{ (又は)}$$

※移植不能又は発芽不能の耕地は、その耕地の耕地別基準収穫量の100分の35 (又は100分の30、100分の25) に相当する収穫量があったものとして算定する。

(6) 一筆全損特例及び一筆半損特例

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式、品質方式及び災害収入共済方式において、一筆全損被害又は一筆半損被害 (一筆半損特約 (P 6) を付した場合に限る。) がある場合は、組員等 (地域インデックス方式にあつては組員等及び統計単位地域) ごとに算定した金額と、次の算式によって計算される金額 (ア+イ) とを比較して、いずれか多い方を共済金として支払う。

ア 一筆全損特例

(ア) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

※共済減収量 = 全損耕地減収量の合計

－ 全損耕地の耕地別基準収穫量の合計 × 全損耕地支払開始割合*

※全損耕地減収量 = 全損耕地の耕地別基準収穫量

(移植不能耕地の場合：全損耕地の耕地別基準収穫量 × A*)

(イ) 品質方式及び災害収入共済方式

共済金 = 生産金額の減少額 × 共済金額 / 共済限度額

※生産金額の減少額 = 全損耕地の耕地別基準生産金額の合計 × 全損耕地補償割合*

－ 移植不能耕地調整額

※移植不能耕地調整額 = 当該耕地の耕地別基準生産金額の合計 × B*

イ 一筆半損特例

(ア) 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

共済金 = 共済減収量 × キログラム当たり共済金額

※共済減収量 = 半損耕地減収量の合計

－ 半損耕地の耕地別基準収穫量の合計 × 半損耕地支払開始割合*

※半損耕地減収量 = 半損耕地の耕地別基準収穫量 × 1 / 2

(イ) 品質方式及び災害収入共済方式

共済金 = 生産金額の減少額 × 共済金額 / 共済限度額

※生産金額の減少額 = 半損耕地の耕地別基準生産金額の合計 × 半損耕地補償割合*

－ 半損耕地生産金額の合計

※半損耕地生産金額 = 半損耕地の耕地別基準生産金額 × 1 / 2

*全損耕地支払開始割合等一覧

引受方式	支払開始 損害割合	全損耕地 支払開始割合	半損耕地 支払開始割合	A
全相殺方式及び 地域インデック ス方式	1割	30%	30%	65%
	2割	40%	$50\% - 20\% \times 6 / 7$	70%
	3割	50%	$50\% - 20\% \times 5 / 7$	75%
半相殺方式	2割	30%	30%	65%
	3割	40%	$50\% - 20\% \times 6 / 7$	70%
	4割	50%	$50\% - 20\% \times 5 / 7$	75%

引受方式	共済限度 額割合	全損耕地 補償割合	半損耕地 補償割合	B
品質方式及び災 害収入共済方式	9割	70%	70%	35%
	8割	60%	$50\% + 20\% \times 6 / 7$	30%
	7割	50%	$50\% + 20\% \times 5 / 7$	25%

16. 損害評価（法130二三、131①、172、規則82、174）

(1) 組合等への損害通知

ア 事故発生通知

組合員等は、共済目的に共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。

イ 損害通知

組合員等は、次のとおり共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、収穫期において、組合等の指定する時期までに被害を受けた耕地の全てにつき、災害の種類、発生日月及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知しなければならない。

(ア) 全相殺方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて基準収穫量の1割（又は2割、3割）を超える被害（一筆全損被害又は一筆半損被害（一筆半損特約を付した組合員等に限る。以下同じ）を含む。）があったと認めるとき。

(イ) 半相殺方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて基準収穫量の2割（又は3割、4割）を超える被害（一筆全損被害又は一筆半損被害を含む。）があったと認めるとき。

(ウ) 地域インデックス方式

組合員等ごと、統計単位地域ごと及び類区分ごとにみて共済事故による農作物の減収（一筆全損被害又は一筆半損被害を含む。）があったと認めるとき。

(エ) 品質方式及び災害収入共済方式

組合員等ごと及び類区分ごとにみて共済事故による農作物の減収又は品質の低下（一筆全損被害又は一筆半損被害を含む。）があったと認めるとき。

(オ) 一筆方式

組合員等ごと、類区分ごと及び耕地ごとにみて基準収穫量の3割（又は4割、5割）を超える被害があったと認めるとき。

(2) 組合等における損害の額の認定

ア 収穫量等の調査

(ア) 全相殺方式

a 共済事故確認調査

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等の被害耕地の全て及び無被害耕地の一部について、共済事故の発生状況を確認するとともに、分割減収量が認められた場合には分割評価を行う。

共済事故確認調査を行っていない無被害耕地の分割割合は、共済事故確認調査を行った無被害耕地の平均分割割合を一律に適用する。

b 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

なお、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は売り渡されない耕地に係る収穫量は、検見又は実測により調査する。

① 施設計量全数調査

組合等は、収穫期において、乾燥調製作業の受託者から書類の提出又は提示を受け、又は組合員等自らが書類を提出する方法により、収穫量を調査する。

② 売渡数量全数調査

組合等は、収穫期において、麦について、売渡受託者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は売渡受託者から必要な資料の提示を受けて、収穫量を調査する。

③ 青色申告書等調査

組合等は、組合員等から次の書類を提出させ、収穫量を把握する。

i 個人の場合：次のいずれかの書類

(i) 農産物受払帳の写し、類区分別の内訳が分かる資料

(ii) 所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し、所得税の確定申告書（第一表）の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

ii 法人の場合

損益計算書、法人税確定申告書（別表一（一）、別表四）の写し、販売金額等の品目別の内訳が分かる資料

④ 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

組合等は、一筆全損被害及び一筆半損被害に係る損害通知のあった耕地の全てについて、原則として目視の方法により全損耕地又は半損耕地に該当するか否かにつき確認を行う。

⑤ 収穫量検証調査

組合等は、必要があると認めるときは、施設計量全数調査（組合員等自らが書類を提出する方法により調査を行った場合に限る。）又は青色申告書等調査に基づく収穫量を検証するため、収穫期において調査を行う。

〔調査対象者〕

i 当該調査方法に基づき調査することとなって以降、初めて損害通知を行った者

ii 同一市町村内の他の組合員等からの損害通知が僅少な場合に損害通知を行った者

(イ) 半相殺方式

a 農家申告抜取調査

組合等は、組合員等から損害通知を受けたときは、被害耕地の見込収穫量を申告させる。

組合等は、収穫期において、損害通知のあった組合員等ごとに被害耕地（収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地を除く。）の一部を任意に抽出（調査筆数は下表のとおり）して、収穫量を検見又は実測の方法により調査する。

〔被害耕地の調査筆数〕

被害筆数	調査筆数	被害筆数	調査筆数	被害筆数	調査筆数
1～3	全筆	22～24	8	40～42	14
4～9	3	25～27	9	43～45	15
10～12	4	28～30	10	46～48	16
13～15	5	31～33	11	49～51	17
16～18	6	34～36	12	52以上	18
19～21	7	37～39	13		

なお、調査を行わなかった耕地は、組合員等から申告させた収穫量を次の方法で修正して、当該耕地の収穫量とする。

調査を行わなかった耕地の収穫量 = 組合員等の申告収穫量 × 修正率

$$\text{※修正率} = \frac{\text{調査を行った耕地の収穫量の合計}}{\text{調査を行った耕地の組合員等の申告収穫量の合計}}$$

また、組合等は、農家申告抜取調査を行った耕地につき分割評価を行い、農家申告抜取調査を行っていない耕地の分割割合は、当該調査を行った耕地地の平均分割割合を一律に適用するとともに、収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地は、全て調査する。

b 抜取調査

損害評価地区を設定して抜取調査を行った場合は、1 損害評価地区当たり10筆以上を任意に抽出して収穫量を検見又は実測の方法により調査する。

(ウ) 地域インデックス方式

a 共済事故確認調査

組合等は、収穫期において、類区分ごと、組合員等ごと及び統計単位地域ごとに、損害通知のあった組合員等の被害耕地のうち1筆について、共済事故による損害の発生状況を確認する。

また、分割減収量が認められた場合には、分割評価を行う。

b 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

全相殺方式に準じて行う。

(エ) 品質方式及び災害収入共済方式

a 共済事故確認調査

全相殺方式に準じて行う。

b 組合員等ごとの収穫量の調査

組合等は、組合員等ごとの収穫量を把握するため、次の調査を行う。

なお、水稻について、収穫物が出荷されない耕地に係る収穫量は、実測による調査及び品位判定調査を行う。

(a) 出荷数量等調査

組合等は、売渡受託者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は売渡受託者から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに品種ごとの出荷規格別の収穫（販売）量を調査する。

(b) 青色申告書等調査

全相殺方式に準じて行う。

(c) 一筆全損被害及び一筆半損被害確認調査

全相殺方式に準じて行う。

(d) 収穫量検証調査

全相殺方式に準じて行う。

(㌠) 一筆方式

a 全筆調査

組合等は、耕地一筆ごとに検見又は実測により収穫量を調査する。

また、全筆調査に当たって共済事故以外の原因による減収がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

b 抜取調査

半相殺方式に準じて行う。

イ 当初評価高

(ア) 当初評価高の当初認定

組合等は、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式及び半相殺方式にあつては組合員等ごとの共済減収量、地域インデックス方式にあつては組合員等ごと及び統計単位地域ごとの共済減収量、品質方式及び災害収入共済方式にあつては組合員等ごとの生産金額の減少額、一筆方式にあつては耕地ごとの共済減収量を算定し、当該共済減収量又は生産金額の減少額に基づき、共済金支払見込額である損害の額（特定組合等以外の組合等にあつては「組合等当初評価高」、特定組合等にあつては「特定組合等当初評価高」という。）を認定する。

(イ) 都道府県連合会への報告

特定組合等以外の組合等は、(ア)で認定した損害の額を連合会認定区分ごとに合計し、都道府県連合会に報告する。

(ウ) 特定組合等における認定申請等

特定組合等は、政府保険認定区分ごとに、共済金の総額が当該区分に係る通常責任共済金額を超える区分（「異常災害政府保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府保険認定区分以外の政府保険認定区分については、損害の額を農林水産大臣に報告する。

なお、特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該農作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、当該農作物政府保険区分に属する異常災害政府保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告とすることができる。

(3) 都道府県連合会における損害の額の認定

ア 抜取調査

都道府県連合会は、半相殺方式及び一筆方式にあつては、会員である組合等の調査結果を検定するため、実測の方法又は実測及び検見の方法により、組合等が調査した筆のうちから組合等ごとに半相殺方式の場合は24筆、一筆方式の場合は18筆を基準として任意に抽出し、抜取調査を行う。

全相殺方式にあつては、収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地又は麦について収穫物が売渡受託者に売り渡されない耕地については、半相殺方式と同一の方法による抜取調査を行う。

水稻の品質方式については、収穫物が売渡受託者に出荷されない耕地については、実測の方法により抜取調査を行う。

イ 当初評価高

(ア) 当初評価高の当初認定

都道府県連合会は、損害評価会の意見を聴いて、連合会認定区分ごと及び組合等ごとの損害の額（「連合会当初評価高」という。）を認定する。

(イ) 当初評価高の認定申請等

都道府県連合会は、政府再保険認定区分ごとに、当該区分ごとの損害の額の当該区分別の農作物通常責任共済金額を超える部分の金額が当該区分別の農作物異常責任保険金額を超えると認める政府再保険認定区分（「異常災害政府再保険認定区分」という。）については、農林水産大臣に対し、損害の額の認定を申請する。また、異常災害政府再保険認定区分以外の政府再保険認定区分については、損害の額を農林水産大臣に報告する。

なお、農作物再保険区分ごとに、被害が僅少な場合その他の当該農作物再保険区分に係る再保険金が支払われないことが見込まれるときは、当該農作物再保険区分に属する異常災害政府再保険認定区分について、農林水産大臣に対する認定の申請に代え、農林水産大臣への報告とすることができる。

(4) 農林水産大臣の損害の認定

農林水産大臣は、連合会当初評価高（特定組合等にあつては特定組合等当初評価高）を審査し、都道府県連合会ごと及び政府再保険認定区分ごと（特定組合等にあつては特定組合等ごと及び政府再保険認定区分ごと）に認定する。

(5) 損害評価高の決定

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会

都道府県連合会は、連合会当初評価高のとおり農林水産大臣から認定を得た場合には、連合会認定区分ごと及び会員である組合等ごとに損害の額を認定し、その旨を損害評価会に報告するとともに、組合等に通知する。

なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等ごと及び連合会認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修

正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

(イ) 組合等

組合等は、組合等当初評価高のとおり都道府県連合会からの認定通知があったときは、そのまま損害の額を認定する。

都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額と比較し、組合等当初評価高を修正する必要がある場合は、都道府県連合会が認定した損害の額に係る共済減収量又は生産金額の減少額を超えないよう、都道府県連合会から提示された単当修正量を農家申告抜取調査対象筆又は全筆調査筆（収穫皆無耕地、移植不能耕地及び転作等耕地を除く。）ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済減収量又は生産金額の減少額を修正し、損害の額を認定する。

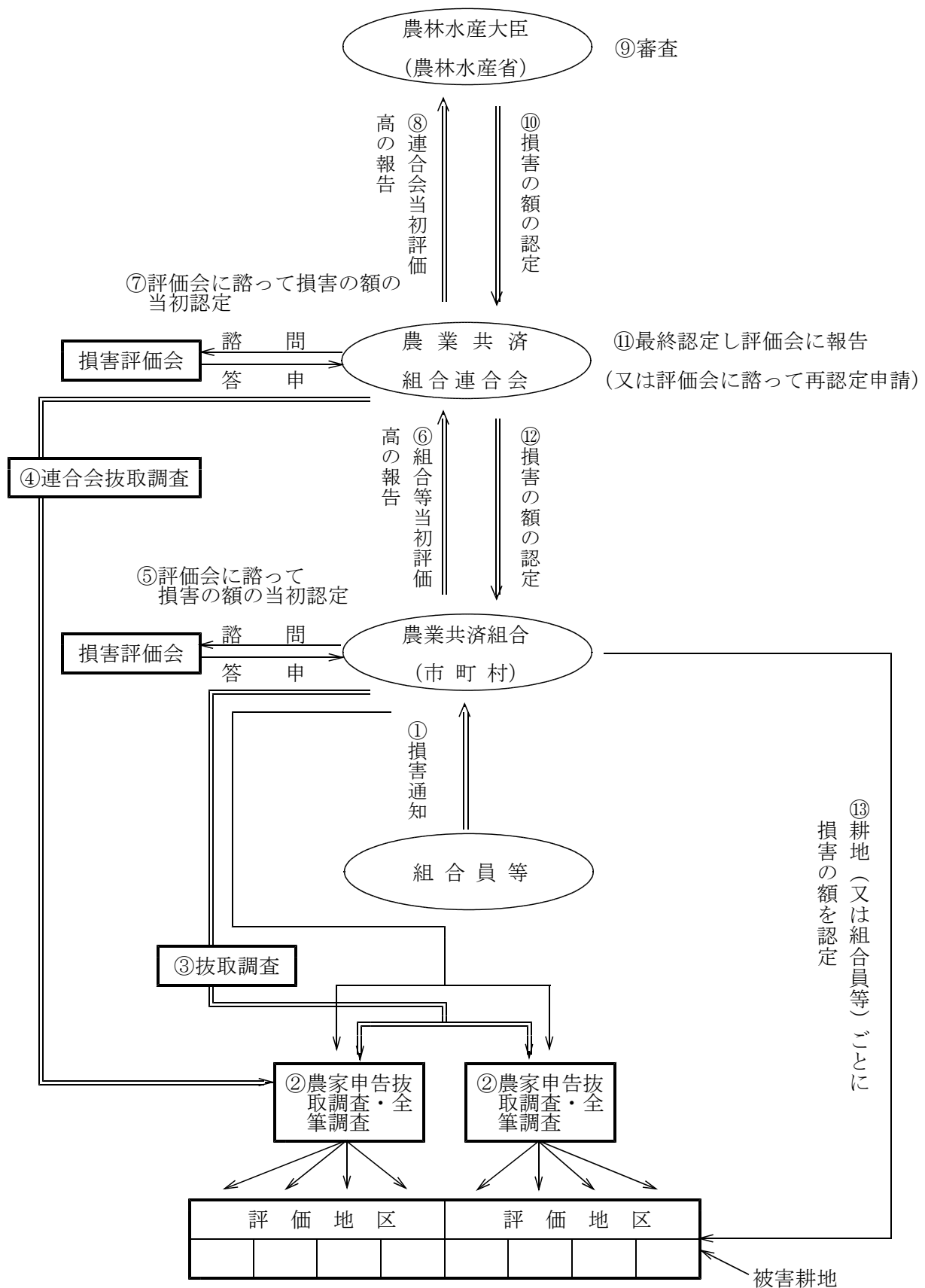
イ 2段階制の場合

特定組合等は、組合等当初評価高のとおり農林水産大臣からの認定を得た場合には、政府保険認定区分ごとにその損害の額を認定する。

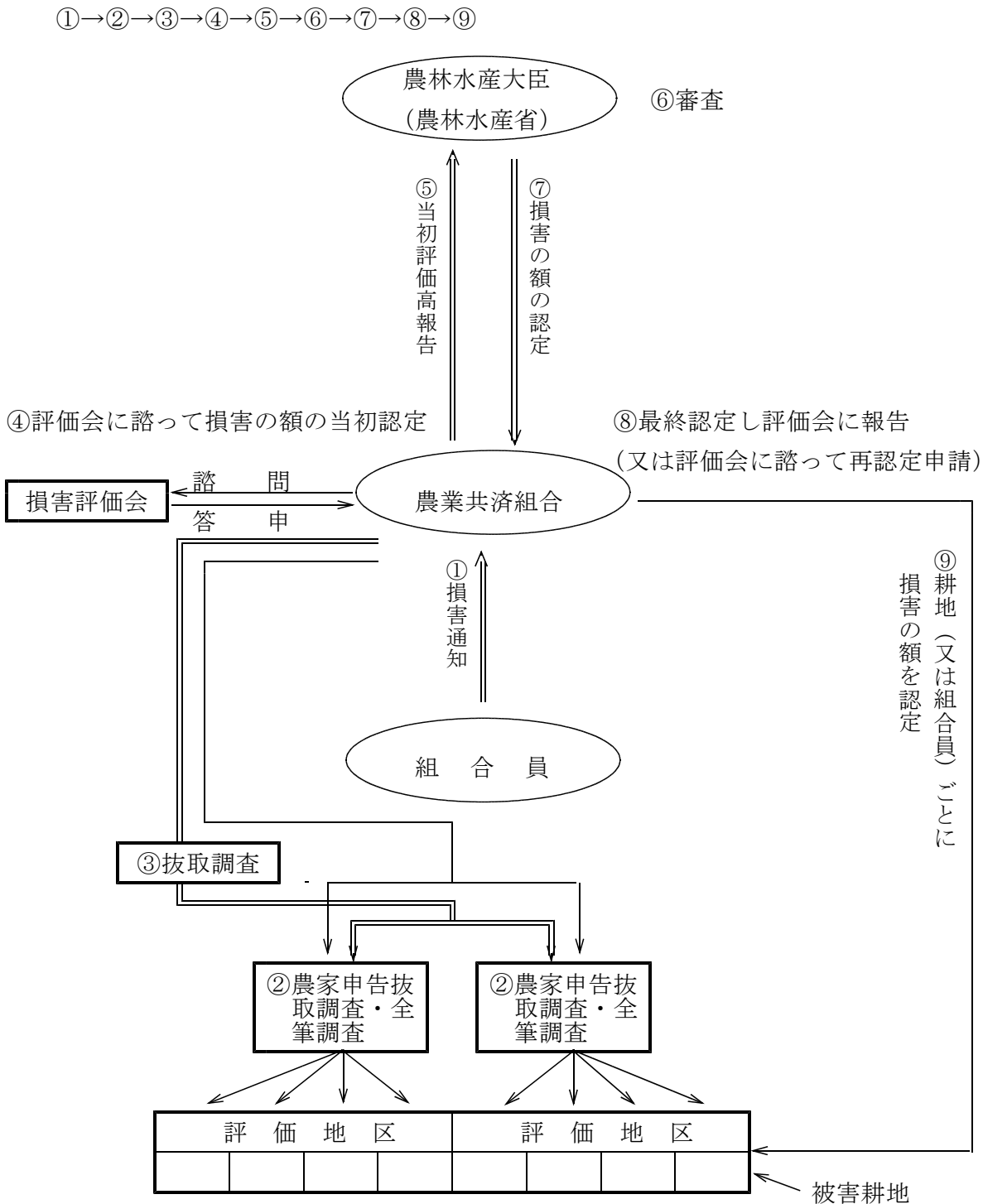
なお、農林水産大臣の認定を受けられなかったときは、損害評価会の意見を聴いて、政府保険認定区分ごとの共済減収量又は生産金額の減少額並びに損害の額を修正し、改めて、農林水産大臣に損害の額の認定を申請する。

損害の現地調査及び認定の手順（3段階制）（半相殺方式又は一筆方式の例）

①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑧→⑨→⑩→⑪→⑫→⑬



損害の現地調査及び認定の手順（2段階制）（半相殺方式又は一筆方式の例）



17. 共済責任の分担（法165、166、192、193、201、202、施行令21①、22、30①、31、36①、37、規則161、163、164、203、207、208、227、230）

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等の間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあつては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあつては、政府と特定組合等との間に保険関係が成立する。

この保険関係及び再保険関係の単位は、次のとおり。

ア 3段階制の場合

(ア) 都道府県連合会と組合等との保険関係

農作物連合会保険区分ごと

(イ) 都道府県連合会と政府との再保険関係

農作物再保険区分ごと

イ 2段階制の場合（特定組合等と政府との保険関係）

農作物政府保険区分ごと

(2) 責任分担

ア 3段階制における農作物共済の責任分担

(ア) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、農作物連合会保険区分ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{農作物通常責任共済金額} \times \text{農作物責任保険歩合（1～3割）} \\ + \text{農作物異常責任共済金額}$$

※農作物通常責任共済金額

$$= \text{総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）} \times \text{危険段階別農作物通常標準被害率}$$

※危険段階別農作物通常標準被害率（危険段階ごと）

$$= \text{農作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）}$$

$$\times \text{基準共済掛金率（危険段階ごと）} / \text{共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）}$$

※農作物通常標準被害率（共済掛金区分ごと）

$$= \text{農作物各年被害率の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。}$$

※農作物責任保険歩合 = 1～3割（農林水産大臣が定める割合）

※農作物異常責任共済金額 = 総共済金額 - 農作物通常責任共済金額

(イ) 保険料

保険料は、農作物連合会保険区分ごとに、次の金額とする。

$$\text{保険料} = \text{農作物異常責任共済掛金} + \text{通常責任部分保険料}$$

※農作物異常責任共済掛金

$$= \text{総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）} \times \text{危険段階別農作物保険料基礎率}$$

※危険段階別農作物保険料基礎率（危険段階ごと）
＝ 保険料基礎率（共済掛金区分ごと）
× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※保険料基礎率（共済掛金区分ごと）
＝ 農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

※通常責任部分保険料
＝（総共済掛金（共済掛金区分、危険段階ごと）－ 農作物異常責任共済掛金）
× 農作物責任保険歩合（1～3割）

(ウ) 保険金の支払

都道府県連合会の支払う保険金は、農作物連合会保険区分ごと及び組合等ごとに次により算出する。

a 総共済金が農作物通常責任共済金額を超えない場合
保険金 ＝ 総共済金 × 農作物責任保険歩合（1～3割）

b 総共済金が農作物通常責任共済金額を超える場合
保険金 ＝（総共済金 － 農作物通常責任共済金額）
＋（農作物通常責任共済金額 × 農作物責任保険歩合）

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会は、農作物再保険区分ごとに、次の金額を政府の再保険に付す。

再保険金額 ＝（農作物異常責任共済金額 － 農作物異常責任保険金額）× 95%

※農作物異常責任保険金額
＝ 総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）× 危険段階別異常標準被害率

※危険段階別農作物異常標準被害率（危険段階ごと）
＝ 農作物異常標準被害率（共済掛金区分ごと）
× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※農作物異常標準被害率（共済掛金区分ごと）
＝ 農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(オ) 再保険料

再保険料は、農作物再保険区分ごとに、次の金額とする。

再保険料 ＝ 総共済金額（共済掛金区分、危険段階ごと）
× 危険段階別農作物再保険料基礎率 × 95%

※危険段階別農作物再保険料基礎率（危険段階ごと）
＝ 再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）
× 基準共済掛金率（危険段階ごと）／共済掛金標準率（共済掛金区分ごと）

※再保険料基礎率（共済掛金区分ごと）

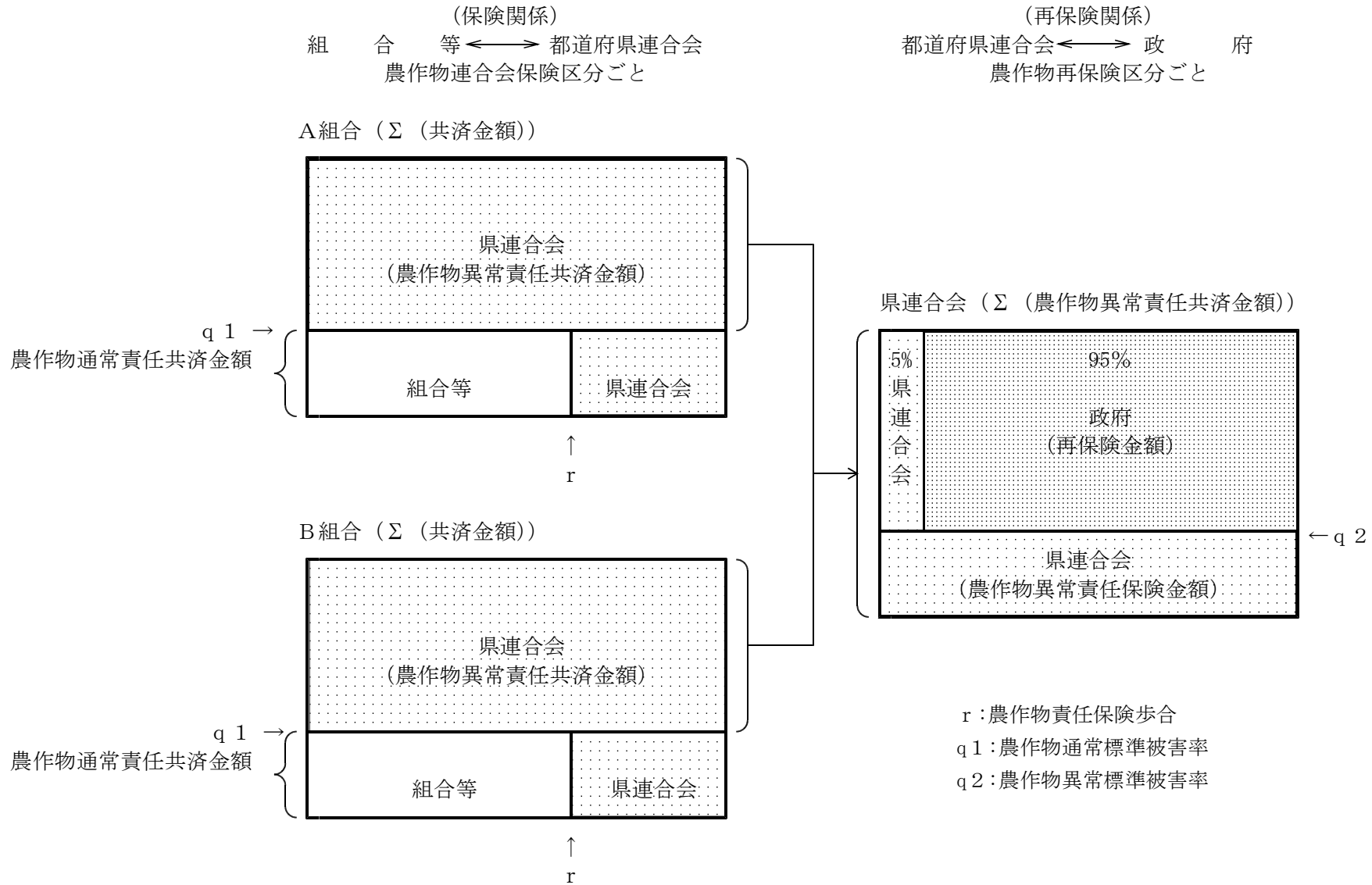
＝ 農作物異常標準被害率を超える農作物異常各年被害率を基礎として農林水産大臣が定める。

(カ) 再保険金の支払

政府が支払う再保険金は、農作物再保険区分ごと及び都道府県連合会ごとに、次により算出する。

$$\text{再保険金} = (\text{総共済金} - \text{農作物通常責任共済金額} - \text{農作物異常責任保険金額}) \times 95\%$$

責任分担図（3段階制）



イ 2段階制における農作物共済の責任分担

(ア) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等は、農作物政府保険区分ごとに、次の金額を政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{再保険金額} = \text{農作物異常責任共済金額} \times 95\%$$

(イ) 保険料

保険料は、農作物政府保険区分ごとに、次の金額とする。

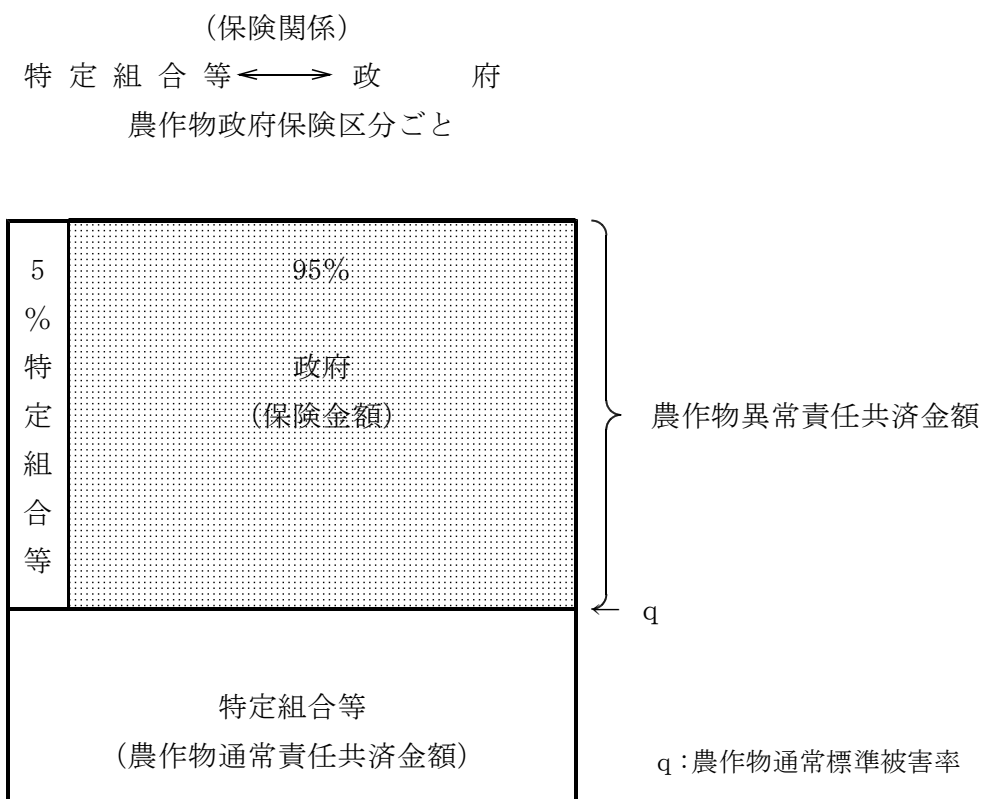
$$\text{保険料} = \text{農作物異常責任共済掛金} \times 95\%$$

(ウ) 保険金の支払

政府が支払う保険金は、農作物政府保険区分ごと及び特定組合等ごとに、次により算出する。

$$\text{保険金} = (\text{総共済金} - \text{農作物通常責任共済金額}) \times 95\%$$

責任分担図（2段階制）



18. 共済掛金国庫負担金の処理（法11、施行令2、規則2、3、4）

共済掛金国庫負担金は都道府県連合会及び組合等に交付するが、その交付は、組合等ごと及び負担金交付区分（共済責任期間の開始の時期を勘案して農林水産大臣が定める共済関係の区分をいい、農作物共済にあつては水稻及び陸稲に係る共済関係と麦に係る共済関係の別をいう。）ごとに合計し、その合計額（以下「組合等別国庫負担金」という。）を基礎として、次のように行われる。

ア 組合等交付金

組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別保険料より大きい場合は、その差の部分の金額に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額を交付する。

イ 都道府県連合会交付金（3段階制の場合）

会員たる組合等ごと及び負担金交付区分ごとに組合等別国庫負担金と組合等別再保険料（組合等ごと及び負担金交付区分ごとの再保険料をいう。以下同じ。）とを比較し、組合等別国庫負担金が組合等別再保険料より大きい組合等のその差額の部分（組合等別国庫負担金＞組合等別再保険料のときは、組合等別保険料と組合等別再保険料の差額に相当する金額に限る。）に当該組合等の農家負担共済掛金の徴収割合を乗じて得た金額の合計金額を交付する。

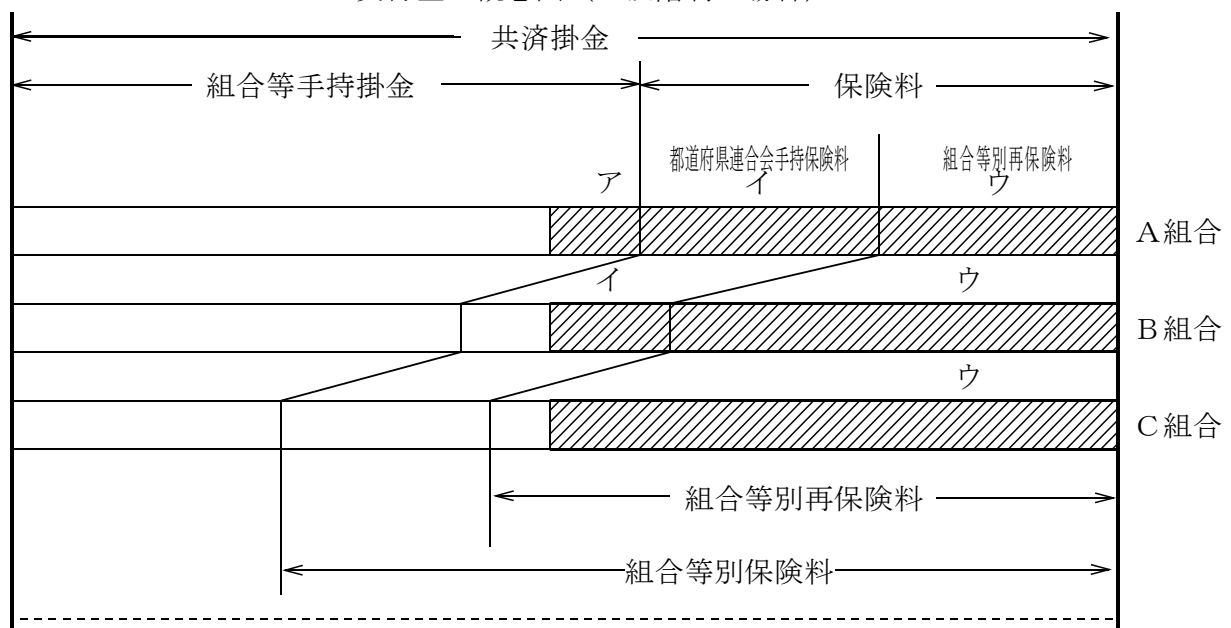
なお、組合等別再保険料が組合等別国庫負担金を超える組合等がある場合は、当該組合等の組合等別再保険料から組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を差し引いて交付する。

ウ 食料安定供給特別会計への計上

組合等別国庫負担金のうち組合等別再保険料（組合等別再保険料＞組合等別国庫負担金の場合は組合等別国庫負担金）を、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

※ウにおいて、2段階制の場合は「組合等別再保険料」を「組合等別保険料」と読み替える。

交付金の概念図（3段階制の場合）



(注) 共済掛金のうち網かけ部分……国庫負担額（組合等別国庫負担金）
白地部分……農家負担額

19. 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

(1) 共済関係の解除

組合員等は、農作物共済の共済関係の成立後に当該共済目的の収穫期を保険期間に含む農業経営収入保険の保険関係を成立させようとするときは、組合等に申し出るものとし、組合等は、当該保険期間の開始の日の前日付けで共済関係を解除する。

(2) 共済掛金・事務費賦課金の払戻し

組合等は(1)による共済関係の解除を行う場合は、当該組合員等に対し、共済掛金の全額及び事務費賦課金の一部（月割で計算した額）又は全額を払い戻すものとする。

20. 無事戻し（法附則10、規則附則7）

組合等は、令和3年3月31日までに共済責任期間の満了する共済関係に係る共済掛金について、令和4年3月31日までの間に限り、毎事業年度、前3事業年度間に支払を受けた共済金及び前2事業年度間に支払を受けた無事戻金の合計金額（以下「共済金等の合計金額」という。）が、前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る共済掛金のうちの組合員等負担部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という。）の2分の1に相当する金額に満たない組合員等に対して、総会又は総代会（市町村は議会）の議決を経て、共済掛金組合員等負担分の2分の1に相当する金額から共済金等の合計金額を差し引いて得た金額を限度として、事業規程等附則の定めるところにより無事戻しをすることができる。

（無事戻金の計算）

$$\text{無事戻金} = \left(\begin{array}{l} \text{前3事業年度間の} \\ \text{共済掛金組合員等} \\ \text{負担分} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} 1/2 \\ \text{又は} 1/2 \text{以下} \\ \text{の割合} \end{array} - \left(\begin{array}{l} \text{前3事業年度間に} \\ \text{支払われた共済金} \\ \text{+} \\ \text{前2事業年度間に} \\ \text{支払われた無事戻金} \end{array} \right)$$

ただし、平成30年4月1日以後に共済責任期間の終了する共済関係について無事戻しをする場合には、組合等は、組合員等に払い戻すべき共済掛金組合員等負担分の合計金額に対応する国の負担に係る金額を、国庫に納付しなければならない。

(参考)

危険段階別共済掛金率の設定・適用について

1 危険段階別共済掛金率の設定（3年ごと）

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、次のとおり設定する。

(1) 組合員等ごとの平均損害率の整理

組合員等ごとの各年の損害率（＝共済金/標準共済掛金）を整理し、直近20年間の平均損害率を計算する。

※標準共済掛金 = 共済金額 × 告示料率

※加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とする。

(2) 危険段階区分の設定

a 危険段階の区分数は、基準となる危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつの合計41区分とする。

b 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、危険段階区分「0」の平均損害率を「97.5～102.5%」と置き、5%の幅を基本として、等間隔に設定する。

※平均的な損害率（100%）のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とする。

c 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する組合員等を、当該危険段階区分に属するものとして整理する。

※新規加入者については、危険段階区分「0」に属するものとする。

d 各危険段階区分の平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とする。

※最高位の危険段階区分については、当該区分に属する組合員等の平均損害率を当該組合員等ごとの見込共済金額で加重平均して得た率を代表値とする（当該区分に属する組合員等がない場合は、200%を代表値とする。）。

(3) 危険指数の設定

a 各危険段階区分の危険指数を次のとおり設定する。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

b 危険指数を次のとおり圧縮する。

(a) 共済掛金標準率に対する最低位の危険段階区分の基準共済掛金率の割合を、5割を超えない範囲内において決定する。

(b) 最高位の危険段階区分の危険指数（Kmaxと呼称する。）を圧縮する倍率を次式により算出する。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

r : (a) で定めた割合

m : 各危険段階区分の見込共済金額の合計金額により加重平均した危険指数の平均値

c 算出した倍率までKmaxを圧縮し、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮する。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の}K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の}K_{\max}) - 1} + 1$$

(4) 危険段階別共済掛金率の決定

a 次式により、危険段階区分ごとに基準共済掛金率を算定する。

$$\text{各危険段階区分の基準共済掛金率} = \text{共済掛金標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

b 各危険段階区分の基準共済掛金率を下回らない範囲内において、危険段階区分ごとに共済掛金率を決定する。

危険段階別共済掛金率の表（例）

危険段階区分	損害率 (%)		危険指数		危険段階別基準共済掛金率 (%)	危険段階別共済掛金率 (%)
	平均損害率 (*) の範囲	代表値	圧縮前			
20	197.5 ≤	295	236	3.97	3.97	3.97
19	192.5 ≤ * < 197.5	195	156	2.96	2.96	2.96
18	187.5 ≤ * < 192.5	190	152	2.91	2.91	2.91
~~~~~						
3	112.5 ≤ * < 117.5	115	92	2.15	2.15	2.15
2	107.5 ≤ * < 112.5	110	88	2.10	2.10	2.10
1	102.5 ≤ * < 107.5	105	84	2.05	2.05	2.05
0	97.5 ≤ * < 102.5	100	80	2.00	2.00	2.00
-1	92.5 ≤ * < 97.5	95	76	1.95	1.95	1.95
-2	87.5 ≤ * < 92.5	90	72	1.90	1.90	1.90
-3	82.5 ≤ * < 87.5	85	68	1.85	1.85	1.85
~~~~~						
-18	7.5 ≤ * < 12.5	10	8	1.09	1.09	1.09
-19	2.5 ≤ * < 7.5	5	4	1.04	1.04	1.04
-20	0 ≤ * < 2.5	1.25	1	1.00	1.00	1.00
			平均値			
			80	2.00		

2 共済関係に適用する共済掛金率の判定（毎年）

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近20年間の損害率により、次のとおり判定する。

(1) 組合員等ごとの加重平均損害率の計算

a 組合員等ごとの各年の損害率を1の(1)と同様に整理する。

b aの損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算する。

(a) 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じる。

【ウェイト】

20年前	19年前	⋮	12年前	11年前	10年前	9年前	⋮	2年前	直近年
5	10	⋮	45	50	55	60	⋮	95	100

(b) (a)の20年間の合計を、ウェイトの合計である1050で除す。

(2) 危険段階区分の判定及び共済掛金率の適用

毎年、組合員等ごとの加重平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の共済掛金区分等について対応する共済掛金率を、その年の共済関係に適用する。

※共済金の受取がなければ、危険段階区分は基本1段階ずつ下がる。